

# 廃棄物学会北海道支部会則

## 第一章 総則

### (名称)

第1条 本会は廃棄物学会北海道支部と称する。

### 第二章 目的及び事業

### (目的)

第2条 本会は、廃棄物学会の目的に則り、廃棄物学会北海道支部活動として、研究交流することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、主として次の様な活動をする。

(1) 研究発表交流シンポジウム等の開催。

(2) 会員相互の情報交流・研究協力の支援。

(3) その他、幹事会が適当と認める事項。

## 第三章 会員

### (会員)

第4条 原則として、北海道在住の廃棄物学会員とする。

## 第四章 機関

### (機関)

第5条 本会には、次の役員を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 幹事 20名程度

(3) 監事 2名

### (役員の選任)

第6条 支部長は、会員のうちから幹事、監事を選出する。

### (役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず役員は、その任期満了後も後任の役員が就任するまでは、その職務を行う。

### (支部長)

第8条 支部長は、会務を総括し、本会を代表する。

### (幹事)

第9条 幹事は、会務を執行する。

### (幹事会)

第10条 支部長は、必要に応じて幹事会を召集しなければならない。

### (幹事会の議決事項)

**第 11 条** 幹事会では、次の事項を議決する。

- ( 1 ) 事業報告及び収支決算に関する事項
- ( 2 ) 事業計画及び収支予算に関する事項
- ( 3 ) 会則の変更
- ( 4 ) その他支部長が必要と認めた事項

**第五章** 会計

( 経費 )

**第 12 条** 本会の経費は、学会交付金、寄付金および支部活動に伴い生ずる収入等をもってこれにあてる。

( 会計年度 )

**第 13 条** 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

**第六章** 細則

( 細則 )

**第 14 条** この会則施行についての細則は、幹事会が定める。

**附 則**

この会則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 15 年 1 月 30 日に一部改正